

## 令和4年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年3月10日

- 日程第1 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第5号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第6号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第7号 芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第8号 芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第12号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第13号 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第14号 令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第15号 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第16号 令和3年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第17号 令和4年度芸西村一般会計予算
- 日程第15 議案第18号 令和4年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第19号 令和4年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第20号 令和4年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 18 議案第 21 号 令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算

日程第 19 議案第 22 号 令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算

日程第 20 議案第 23 号 令和 4 年度芸西村下水道事業特別会計予算

日程第 21 議案第 24 号 村道路線の廃止について

日程第 22 議案第 25 号 村道路線の認定変更について

日程第 23 議案第 26 号 解約金の額の決定について

日程第 24 発議第 1 号 芸西村議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 25 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

日程第 26 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和4年3月10日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	欠	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	都築 仁	会計管理者	恒石 浩良	健康福祉課長	山本 裕崇
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	松本 巧	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔				

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和4年3月10日（木）

[9:00 開会]

### 《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。8番松坂充容君より欠席届が提出されており、欠席となっております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、議案第5号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第3》

○ 池田 廣 議長

日程第3、議案第6号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第6号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第4》

##### ○ 池田 廣 議長

日程第4、議案第7号芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第7号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第5》

##### ○ 池田 廣 議長

次に、日程第5、議案第8号芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番仙頭一貴君。

##### ○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。5番仙頭です。議案第8号について質疑させていただきます。今回の条例の内容は、今までなんで一度プールしていたお金を個人に支給するというような内容のようなものだと思いますが、そうすることによってデメリットなどが発生することも予想されますが、どのような想定をされているかお聞きします。

##### ○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

##### ○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。仙頭議員の質疑にお答えします。今回の条例改正の趣旨について説明させていただきます。消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、全国では、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込む恐れもある極めて憂慮すべき事態となっています。当村でも、役場職員やOBなどの機能別団員を除くと、団員数は10年前の69名から59名と減少傾向にあります。

消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策が検討され、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消

防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が取りまとめられました。

それを受けて、当村でも県の助言や、他団体の対応なども参考にしながら、処遇改善に向けた検討を重ね、これまで火災や訓練の際は出動旅費として支給されていた手当について、出動報酬として定義し、また短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合も想定されますので、1回当たりの出動手当であったものを4時間未満、4時間以上8時間未満、8時間以上と報酬額を変えることで、活動実態に応じた手当を支給できることとしました。

すぐに結果が出ることはありませんので、引き続き消防団活動への支援や団員の処遇改善に取り組んでまいります。以上です。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第6、議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

《日程第7》

○ 池田 廣 議長

日程第7、議案第10号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第10号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

○ 池田 廣 議長

日程第 8、議案第 11 号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 11 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

○ 池田 廣 議長

日程第 9、議案第 12 号令和 3 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 10》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 10、議案第 13 号令和 3 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 池田 廣 議長

日程第 11、議案第 14 号令和 3 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。  
従って、議案 14 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 12》

- 池田 廣 議長  
日程第 12、議案第 15 号令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 15 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 13》

- 池田 廣 議長  
日程第 13、議案第 16 号令和 3 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 16 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 16 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 14》

- 池田 廣 議長  
日程第 14、議案第 17 号令和 4 年度芸西村一般会計予算を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番西笛千代子君。
- 西笛 千代子 議員  
おはようございます。1 番西笛千代子です。議案第 17 号について質疑いたします。ページ、29 ページ、令和 4 年度一般会計予算歳入 65 款 10 項 5 目不動産売払収入である和食西北芝分譲地の売却による歳入についてですが、3 月 1 日から申し込みを受け付けていますが、現時点の申し込み状況と締め切りの 3 月 14 日以降の手続き等の流れについて伺います。よろしくお願いいたします。
- 池田 廣 議長  
吉永産業振興課長。
- 吉永 卓史 産業振興課長  
おはようございます。西笛議員の質疑に担当課としてお答えいたします。申し込み状況につきましては、3 月 9 日時点で 1 件となっています。申込締切後は、申込要件に適合しているか書類審査し、問題がなければ承認となります。希望する区画が重複していなければ承認後、購入予定者に決定いたします。契約につき



ましては4月1日以降に10%の契約保証金を頂き契約となります。契約後は5月中旬ごろを予定に残りの代金をお支払いいただき、所有権移転登記を行います。移転登記が完了すれば売買完了となります。以上となります。

○ 池田 廣 議長

1 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

再質疑をいたします。1件と申込みを伺いましたけれども、もし14日の締め切りまでに1件だけということになると、どう他の土地を売っていくおつもりがどうかということと、もし、それでも申込者がいない場合には村内の人にも、移住者向けになってますので、それはどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。以上、よろしくお聞きいたします。

○ 池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

西笛議員の再質疑にお答えいたします。1件受け付けているということで、残りの分はどうするかという再質疑かと思いますが、一旦14日に締め切りということで告知しておりますので、14日で締め切りをさせていただきます。

残りの土地につきましては、再度時期を庁内で協議いたしまして、いつ頃販売するか決定したいと考えております。要件につきましては、移住者向け、子育て世帯向けという限定した販売をしておりますので、そういった条件はありますけれども、今後再度販売する際には、庁内で協議をして、どういった要件に引き下げていくのか、そのまま再度この売り方を続けていくのか協議していきたいと考えております。

村内の方向けに販売はどうかという質疑ですけれども、村内向けにつきましても条件を最終的には売れ残ったらどうしていくかということは考えてまいりたいと思いますが、現時点では村内向けには販売すぐするっていう考えは、現在のところもっておりませんので、そういったこととなります。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

5番仙頭です。質疑をさせていただきます。

○ 池田 廣 議長

マスクはずして。

○ 仙頭 一貴 議員

歳出にある給与全般についてですが、この給与の中にですね、ケア労働者のための処遇改善の費用が入っているかということをお聞きします。これは、政府が2月にケア労働者に対する処遇改善を保育等で自治体による対応のバラつきが指摘され、2月17日事務連絡を出したものです。今回の処遇改善は、看護・介護・保育士・学童保育などの職務を対象に3%程度を引き上げてくださいというものですが、このような対応をしているのかをお聞きします。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

仙頭議員の質疑にお答えしたいと思います。今回、看護師、介護士、保育士の処遇改善についてのご質問ですが、村では保育士しか対象がありませんので、保育士の処遇改善についてお答えしたいと思います。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を上げることとされ、国の各種補助金が創設されたところです。

これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体において、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、会計年度任用職員においても処遇について、検討するよう通知が出ております。

また保育士等の専門職については、職務の内容や責任、任務遂行上必要とされる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう給料表の級・号給設定の見直しを行うこととされております。

この通知を受け、人口規模の類似団体や近隣の状況を踏まえて検討してきました。他の市町村では、会計年度任用職員においては、制度創設時に職員と同様に職務の内容や責任等について考慮された給与水準であること、地域における民間の給与水準に比べても高い水準であることなどを理由に給与の引き上げを実施しないと判断された市町村もあります。

当村においては民間の保育施設がないため、民間の給与水準は調査しておりませんが、引き上げをしないと判断された市町村と同等もしくはそれ以上の給与水準ではありますので、処遇改善をどのように行うべきかを現在検討している状況です。

補助金の申請のこともあり、あまり先延ばしにはできませんが、他市町村との均衡や正職員との兼ね合いもありますので、現状では引き上げしないという選択肢も視野に入れ、検討しております。以上です。

○ 池田 廣 議長  
5 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質疑をさせていただきます。この処遇改善については、課長がおっしゃられたとおり新型コロナ対策、感染症に対する対策と少子高齢化対応ということを看板に出していますが、基本的なことは公立施設にも積極的な実施をということで、政府としてはこれだけではないというような僕は解釈、この文章を読む限りできるんですが、それとですね、2月分と3月分の賃金改定が間に合わない場合は、政府が後日一時金で支給も認めています。政府のほうは、そのようにぜひ実施をというようなかたちをとっておりますので、ぜひ賃金値上げのほうにしてくださいようお願いします。以上です。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。仙頭議員からは議案第17号につきまして再質疑をいただいております、最初の質疑に対しましては担当課長から答弁をさせていただきました。今回、国のほうからコロナに関する経済対策としての医療、介護、福祉の最前線で働く方々の処遇改善をという趣旨でありまして、6カ月間の臨時的な特例処置として示されているものでございます。しかしながら、この給与の引上げは一過性のものでなく、つまりコロナが収束したら元の水準に戻すという意味ではなくて、その後はその水準を保つために自治体が単独の予算措置でずっと維持をしていかなければならない、維持をするように求められております。国の通知内容を見ますと、あくまで全国的一般論的な内容でありまして、それぞれの日本全国各地の地域の実態がどれだけこの通知に反映されているかは不透明なところでありまして、国に置きましては、総論的な見解として、保育士等の処遇が民間水準に比べて低い、職務に見合うだけの報酬となっていないという前提での処遇改善だと捉えております。

そういう意味では、本村の会計年度任用職員等の現在の給与は、県下の他の市町村と同等あるいはそれ以

上の現在の水準でありますので、他の市町村よりもさらに引き上げることが、本当に必要かどうかという議論を現在しているところでございます。

この制度が創設される際には、高知県東部における地理的環境、すなわち高知市などとの距離的な問題などを踏まえて、他の市町村との給与水準のバランス、そして保育現場の雇用の状況などを多角的に考慮しております。

仮に、一つの市町村が地理的環境も無視して、極端に高い給与水準を設定した場合は、周辺の小さな自治体では保育士の確保がさらに困難になるといった地域の実情がございます。そういった面では、近隣の市町村がお互いの状況などのパワーバランスも考慮していかなければなりませんので、その辺りのところを慎重に判断している状況でございます。

以上のことから、先ほど課長も申し上げましたが、最終的な判断には至っておりませんが、情報収集の結果として、本村の現状の給与水準が他の自治体や民間業者と比べ、明らかに低いという状況でなければ、今回は引き上げないということも選択肢には含まれております。

ただし、コロナの感染状況や保育をめぐる環境も日々変化しておりますので、その処遇につきましては、近隣市町村と情報交換を続けながら引き続き検討は行っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○ 池田 廣 議長  
5 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員  
再々質疑をします。近隣市町村とのパワーバランスというお答えもいただきましたが、大事なことは近隣市町村とのパワーバランスではなく、そのうちの保育園で働いている保育士さんに対してのことを考えて処遇改善をしていただきたいと思っております。一時期は 300 人も超えてコロナ感染者が出て、初めのころの感覚が薄れていますが、初めは 1 人、2 人感染者が出ただけで大騒ぎでした。それで、今、200 人近く出ている中で、まして今のオミクロン株は若い方たちがよく感染しやすいと。その現場に立って、私たちの子どもを見てくれているわけですから、やはりパワーバランス、近隣とのバランスではなく、現場に立っている保育士さんのことを考えてぜひ処遇改善をしていただくことをお願いします。以上です。

○ 池田 廣 議長  
答弁はよろしいですか。

○ 仙頭 一貴 議員  
はい。 [自席にて発言]

○ 池田 廣 議長  
他に質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 17 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第 15》

○ 池田 廣 議長  
日程第 15、議案第 18 号令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 18 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 16》

- 池田 廣 議長  
日程第 16、議案第 19 号令和 4 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 19 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 17》

- 池田 廣 議長  
日程第 17、議案第 20 号令和 4 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 20 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 20 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 18》

- 池田 廣 議長  
日程第 18、議案第 21 号令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 21 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 21 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第 19》

### ○ 池田 廣 議長

日程第 19、議案第 22 号令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 22 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第 20》

### ○ 池田 廣 議長

日程第 20、議案第 23 号令和 4 年度芸西村下水道事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第 21》

### ○ 池田 廣 議長

日程第 21、議案第 24 号村道路線の廃止についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 24 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 24 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第 22》

### ○ 池田 廣 議長

日程第 22、議案第 25 号村道路線の認定変更についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 25 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 25 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 23》

- 池田 廣 議長  
日程第 23、議案第 26 号解約金の額の決定についてを議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 26 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 26 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 24》

- 池田 廣 議長  
日程第 24、発議第 1 号芸西村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。7 番小松康人君。
- 小松 康人 議員  
おはようございます。発議第 1 号について、提案理由の説明といたします。  
全国町村議会議長会が、各町村議会の参考として示している標準町村議会会議規則が改正されました。これを受け、当村の会議規則についても改正を行い、公務の適正化を図るものであります。改正理由については、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し欠席自由を整備するとともに、出産については、産前産後の欠席期間を規定するもの。請願者の利便性の向上を図るために、押印義務を見直すものです。改正箇所は、第 2 条の欠席の届け出、第 89 条の請願書の記載事項等です。以上、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

- 池田 廣 議長  
説明が終わりましたので、これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから発議第 1 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、発議第 1 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 25》

- 池田 廣 議長  
日程第 25、発議第 2 号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。6 番安芸友幸君。
- 安芸友 幸 議員

6 番安芸友幸です。読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

芸西村議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。令和4年3月10日高知県芸西村議会。以上です。よろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、発議第2号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第26》

○ 池田 廣 議長

日程第26、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

ご異議ないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

#### 《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和4年第1回芸西村議会定例会を閉会します。

[9:50 閉会]